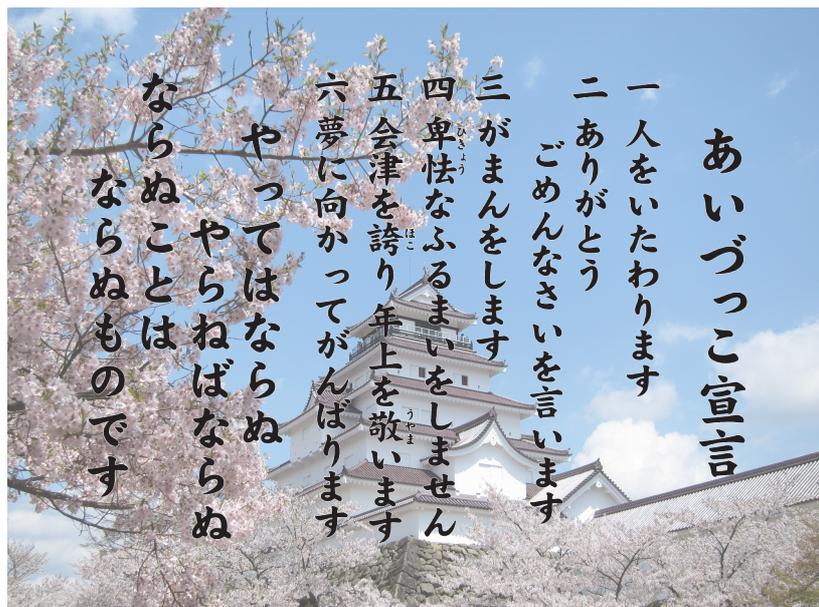


平成27年度

第2回

会津若松市いじめ問題対策連絡協議会

日時：平成28年2月23日（火）午前11時15分から
場所：会津若松市教育委員会 教育委員会室



会津若松市教育委員会

会津若松市いじめ問題対策連絡協議会

委員名簿

順不同・敬称略

	団体名	氏名
会 長	会津若松地区保護司会 会長	廣川 俊宏
副会長	会津若松市社会福祉協議会 会長	武藤 淳一
委 員	会津若松市父母と教師の会連合会 副会長	酒井 雅司
委 員	会津若松市子ども会育成会連絡協議会 会長	新井田 萬壽子
委 員	若松人権擁護委員協議会 人権擁護委員	川島 安紀子
委 員	会津若松警察署 署長	窪木 明
委 員	福島県高等学校長協会会津支部 支部長	丹藤 茂
委 員	会津若松市立小中学校長協議会 副会長	深谷 哲三
委 員	福島県会津児童相談所 所長	安部 智彦
委 員	会津若松市教育委員会 教育長	本田 樹
委 員	市民委員	佐藤 和幸
委 員	市民委員	小畑 匠

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協 議

(1) 本市いじめ問題の現状と主な取組について

(2) ネット、SNS等を通じて行われるいじめに対する対策の推進について

(3) 意見交換

(4) その他

4 その他

5 閉 会

(1) 本市いじめ問題の現状と主な取組について

① 「会津若松市いじめ防止等に関する条例」により開催された会議

ア 会津若松市いじめ問題対策連絡協議会 委員12名 (7/3開催、2/23開催)

イ 会津若松市あいづっこをいじめから守る委員会 委員名(敬称略)(10/26、1/26開催)

- ・学識経験者 会津大学文化研究センター上級准教授 荻間澤 勇人(委員長)
- ・医療・心理 竹田総合病院副院長 星野 修三
福島県臨床心理学会スクールカウンセラー 高梨 敦子(副委員長)
- ・法律・福祉 福島県弁護士会会津支部弁護士 櫛田 崇
福島県社会福祉士会会津支部理事 笠谷 勇人

ウ 「第2回いじめから守る委員会」(1/26)

〈各委員の主な意見〉

- 自校の取組について、どの取組が有効だったのか評価して改善していくことが大切
- 初期対応が大切。児童生徒の些細な変化に気づき「すぐに報告」
- 「いじめられた児童生徒」「いじめた児童生徒」「周囲の児童生徒」「保護者との連携」それぞれの具体的な対応について日頃から確認しておくことが大切
- いじめと認知するかどうかというよりも、児童生徒が感じている(受けている)「いやな思い」を解消するために取り組むという姿勢が大切
- 発達障害を抱える児童生徒が被害側になったり、加害側になったりする傾向があると思われる。教職員が発達障害への理解を深めることも大切
- 医療・福祉分野の活用を進めることも必要(S C、S S W等の活用)

② 第4回会津若松市立幼・小・中学校長会議(2/9)

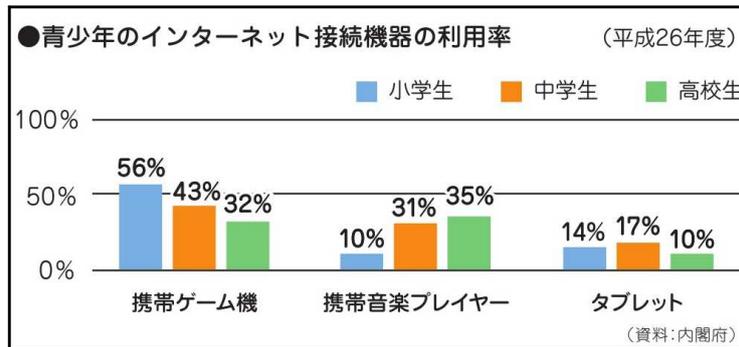
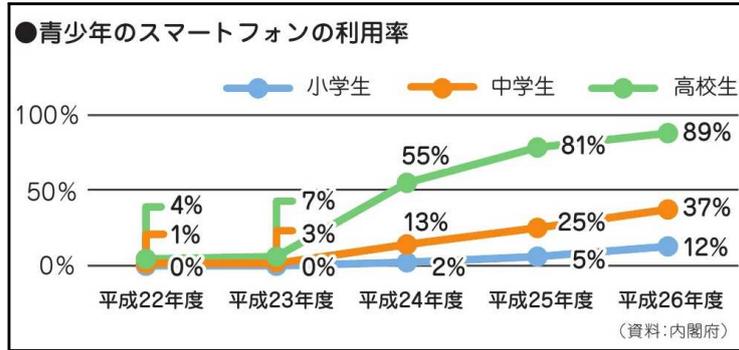
〈各校長の主な取組〉

- 情報の共有化、共通実践。朝の打合せで情報を共有し、問題があればすぐに生徒指導主事がリードして早期に対応している。
- 児童数が少なく、校長が全ての児童の状況を把握している。情報が入るのを待つのではなく自ら得るようにしている。親の力、環境の力はとても大きいことを実感している。
- 週一回の生徒指導部会に出席している。早期発見、早期指導を心掛けている。学級担任や学年に任せきりにせず、連絡を密にしている。
- 校長・教頭は、小さな情報にも、耳に入ることに真摯に受け止めることが大切である。
- 人権作文について全校で取り組んでいる。キャップ(CAP)を継続して実施している。
- いじめを認知したときに、全校集会で校長から問いかけ、講話を行い、感想を書かせた。週一回、心の窓としてアンケート調査を行っている。職員室内でのやり取りで、情報をチャッチできる環境にある。

(2) ネット、SNS等を通じて行われるいじめに対する対策の推進について

① 児童生徒の実態

ア 内閣府の統計から

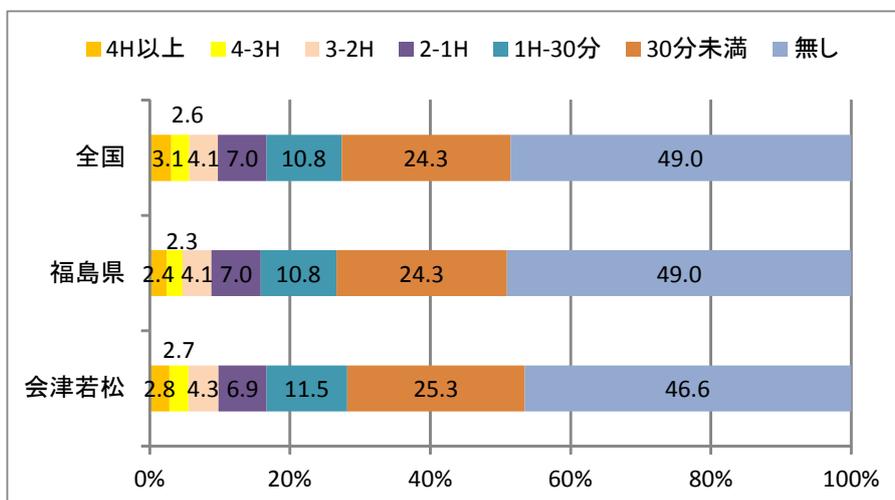


イ 平成27年度全国学力・学習状況調査、児童生徒質問紙より
(平成27年4月実施：小学6年生、中学3年生)

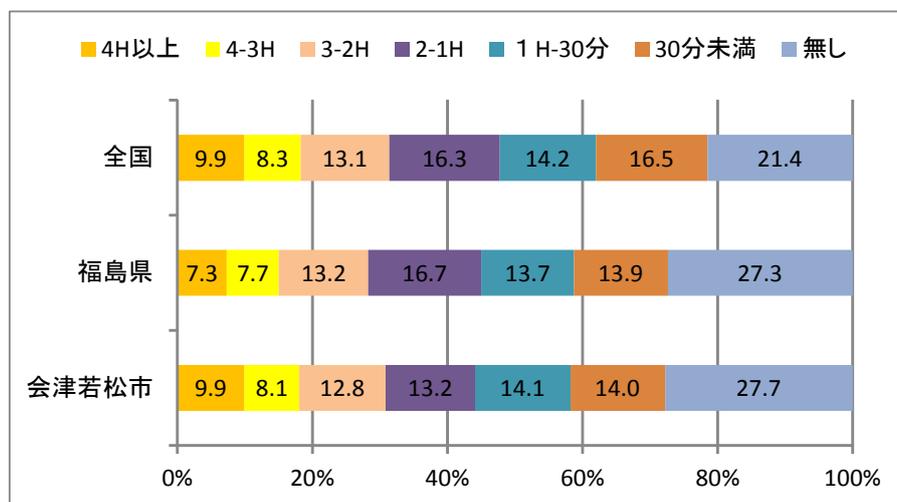
・普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしますか(携帯電話やスマートフォンを使ってゲームをする時間は除く)

*その他、無回答は省略

H27小学6年生	4時間以上	4～3時間	3～2H	2～1H	1H～30分	30分未満	持っていない
本市	2.8	2.7	4.3	6.9	11.5	25.3	46.6
福島県(公立)	2.4	2.3	4.1	7.0	10.8	24.3	49.0
全国(公立)	3.1	2.6	4.1	7.0	10.8	24.3	49.0



H27中学3年生	4時間以上	4～3時間	3～2H	2～1H	1H～30分	30分未満	持っていない
本市	9.9	8.1	12.8	13.2	14.1	14.0	27.7
福島県(公立)	7.3	7.7	13.2	16.7	13.7	13.9	27.3
全国(公立)	9.9	8.3	13.1	16.3	14.2	16.5	21.4



※ 中学3年生では、2時間以上の割合が3割を超えている。

ウ 平成27年度福島県学力調査より(平成27年11月実施：小学5年生、中学2年生)

・携帯で友だちと話したり、メールをしたりすることがありますか。

H27小学5年生	毎日頻繁に	ときどき	家人との連絡用	持っていない	その他
本市	4.8	14.5	23.1	57.2	0.4
福島県	4.4	17.2	23.2	55.1	0.2
全国(小5)	5.8	20.5	24.7	48.6	0.4

H27中学2年生	毎日頻繁に	ときどき	家人との連絡用	持っていない	その他
本市	26.8	32.1	5.2	35.7	0.2
福島県	26.1	33.9	6.4	33.3	0.3
全国(中2)	30.7	34.5	5.7	28.9	0.2

※ 中学2年生では、「毎日頻繁に」の割合が3割近くになっている。

エ 「携帯電話等の使用状況についてのアンケート」より(平成27年11月実施)
(小学4年生～中学3年生)

・平成27年4月から今までに、携帯・スマホ・インターネット等に関わるトラブル等ありましたか。

- | | | |
|-----------|---------|---------|
| 1 なかった | 小：98.3% | 中：94.4% |
| 2 あった | 小：1.4% | 中：2.9% |
| 3 友だちにあった | 小：0.3% | 中：2.7% |

※ 保護者・児童生徒の記述より

- ・迷惑メール
- ・ゲームへの課金、請求
- ・3DS通信トラブル(ゲーム内のチャットで喧嘩)
- ・多様な通信機器(3DS、iPod)
- ・SNSへの書き込み(悪口、個人情報等)

<アンケートの主な結果>

- (1) 保護者アンケートでは、小学生の約20%、中学生の約40%が、携帯電話等を所有している。
(前回調査より増加)
- (2) 携帯電話等所有者のうち、小学生の約20%、中学生の約70%がスマートフォンである。
(前回調査より増加)
- (3) 携帯電話を持たせている家庭のうち、小学生の約10%、中学校の約20%はフィルタリングが設定されていない。(前回調査とほぼ同じ)
- (4) 携帯電話等を持っている小学生(4~6年)の64.4%、中学生の88.2%が「無料通話・メール・コミュニケーションアプリ」を使用している。(前回調査より増加)
- (5) 保護者アンケートでは、携帯電話等を持たせている家庭の約75%が使用のルールを決めている。また、児童生徒(小学校4年~中学校3年)アンケートでは、小学4~6年生では約60%、中学生では約50%が家庭で使用のルールがあると回答している。いずれの場合も、ルールを決めている家庭では「守られている・守っている」「ほぼ守られている・だいたい守っている」の割合が90%前後と高くなっている。(前回調査とほぼ同じ)
- (6) 保護者アンケートでは、「あいづっこ『携帯・スマホ等の使い方(使わせ方)』宣言」を「知っている」割合は50%以下になっている。

(前回調査：平成26年7月)

② 本市及び各学校の取組

ア 「あいづっこ『携帯・スマホ等の使い方(使わせ方)』宣言」の活用・家庭との連携

[宣言策定までの経緯]

- | | |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成26年7月 | アンケート実施(携帯電話等の使用状況について) |
| 9月 | アンケート結果を各学校を通して保護者に配布 |
| 平成27年2月 | あいづっこ携帯・スマホ等の使い方ルール検討会
・市立中学校の生徒会代表が、各校で話し合った「 <u>自分たちが守りたいルール</u> 」を持ち寄り、 <u>意見交換を行い、作り上げた。</u> |
| 3月 | 「あいづっこ『携帯・スマホ等の使い方(使わせ方)』宣言」リーフレット配布(小4~中3の児童生徒に配布)【別紙資料1】 |
| 6月 | <u>市政だよりに紹介記事を掲載</u> 【別紙資料2】 |

「情報モラル」＝情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度

〈情報モラル教育の内容〉

心を磨く領域

情報社会の倫理

★情報に関する自他の権利を尊重して責任ある行動を取る態度

小学校：人の作ったものを大切に、他人や社会への影響を考えて行動することの大切さを学ぶ。

中・高：他者の権利や知的財産権を尊重し、情報社会への参画において責任ある態度で臨み義務を果たさなければならないことを学ぶ。

法の理解と遵守

★情報社会におけるルールやマナー、法律があることを理解し、それらを守ろうとする態度

小学校：情報をやりとりする際のルールやマナーを理解し、それらを守る態度を学ぶ。

中・高：情報に関する法律や契約について理解し適切に行動する態度を学ぶ。

知恵を磨く領域

安全への知恵

★情報社会の危険から身を守り、危険を予測し、被害を予防する知識や態度

小学校：危険なものには近づかない、もし不適切な情報に出会ったら大人に相談するなど適切に対応できる態度を学ぶ。

中・高：情報社会の特質を意識しながら安全に行動する態度や、自他の安全や健康に配慮した情報メディアとのかかわり方を学ぶ。

情報セキュリティ

★生活の中で必要となる情報セキュリティの基本的な考え方、情報セキュリティを確保するための対策・対応についての知識

小学校：IDやパスワードの保護や不正使用・不正アクセスの防止などを学ぶ。

中・高：情報セキュリティの基本的な知識を身につけ、セキュリティ対策の立て方を学ぶ。

会津若松市いじめ問題対策連絡協議会及び会津若松市いじめ調査委員会
に関する規則

平成27年3月31日
会津若松市規則第15号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 会津若松市いじめ問題対策連絡協議会（第2条―第5条）

第3章 会津若松市いじめ調査委員会（第6条―第9条）

第4章 雑則（第10条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、会津若松市いじめ防止等に関する条例（平成27年会津若松市条例第17号。以下「条例」という。）第21条第2項に規定する会津若松市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）及び第26条第3項に規定する会津若松市いじめ調査委員会（以下「いじめ調査委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 会津若松市いじめ問題対策連絡協議会

（組織）

第2条 連絡協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 教育行政に関心のある市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第3号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、前項の規定にかかわらず、その身分を失ったときは、委員の職を失う。

（会長及び副会長）

第4条 連絡協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 連絡協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第3章 会津若松市いじめ調査委員会

(組織)

第6条 いじめ調査委員会の委員は、学識経験者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第7条 委員の任期は、前条の規定により委嘱された日から条例第26条第2項の規定により答申を行った日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第8条 いじめ調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、いじめ調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 いじめ調査委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 いじめ調査委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第4章 雑則

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。